

大規模災害時における協力・支援に関する協定書

千葉県浦安市（以下「甲」という。）と三井住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害時における協力・支援に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、緊急活動の協力（緊急活動拠点の提供）およびその災害において発生した帰宅困難者（災害による交通の途絶などの事由により帰宅することが困難となった者をいう。以下同じ。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（協力・支援を行う場所）

第2条 乙が協力・支援を行う場所は以下の建物内の乙が定める一部とする。

所 在：千葉県浦安市入船一丁目5番2号

建物名：プライムタワー新浦安（以下「同建物」という。）

（協力・支援の内容）

第3条 甲は、災害発生時に乙に対し、次の事項について協力・支援を要請することができる。

（1） 緊急活動拠点の提供（同建物の貸室に空室がある場合に限る）

- ・甲の活動拠点としての一時的な場所として災害発生から1か月間を限度に緊急活動拠点として貸室（空室）を提供すること。この場合、甲は貸室の使用方法等について乙が示す同建物の使用貸借契約条項および管理細則を遵守する。
- 尚、甲が緊急活動拠点としての貸室使用終了後も貸室の継続使用を求める場合には、別途甲乙間で期間・賃料等について協議・合意の上、災害発生から1か月経過後を契約開始日とする新たな建物賃貸借契約を締結する。

（2） 帰宅困難者の支援

- ・帰宅困難者に対し、乙の施設において、水道水及びトイレを提供すること。
 - ・帰宅困難者に対し、知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報および道路情報等を提供すること。
 - ・帰宅困難者に対し、備蓄物資等を提供または配布すること。
 - ・帰宅困難者に対し、乙の施設から甲が指定する場所への経路等を案内すること。
 - ・その他乙が帰宅困難者への支援等に関して甲に協力できる事項
- 尚、支援に関連して帰宅困難者に損害が生じた場合および帰宅困難者により乙、同建物の賃借人、他の帰宅困難者または第三者に損害が生じた場合には、乙の重過失によるものを除き甲の責任と負担において解決するものとする。

（協力・支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から協力・支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、協力・支援を実施する。この場合、協力・支援の可否、規模、範囲、期間等については、同建物の稼働状況（空室の有無）および被災状況等を勘案し乙が決定し、甲に回答した上で実施する。

（帰宅困難者への指示）

第5条 甲は、前条の規定による協力・支援の期間が終了したにもかかわらず、なお正当な理由なく同建物を利用する帰宅困難者がいるときは、乙と協力して、帰宅困難者に同建物の利用中止等の

指示を出すものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条各号の規定による協力に費用を要した場合は、甲が補填するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号に掲げる事項への協力中に知り得た帰宅困難者の個人情報を、乙が同建物の管理運営上必要とする場合（乙が同建物の管理運営を委託する先並びに信託受託者たる乙に対して同建物の管理運営を指示する受益者及びその資産運用会社その他の乙の関係者に開示する場合を含むが、これらに限られない。）を除き、甲以外の者に漏らしてはならない。

(適用)

第9条 この協定は、平成29年12月20日から適用する。

(協定の終了)

第10条 甲および乙は、1か月前までに相手方に書面で通知することにより協定を終了することができる。また、乙が同建物の所有者でなくなった場合には、同時に本協定は終了する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月20日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田 悦嗣

乙 不動産信託受託者
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
東京都港区芝三丁目33番1号
支配人 勅使河原 誠志